

苫小牧市給付費等請求管理システム導入業務委託仕様書

1 概要

(1) 契約件名

苫小牧市給付費等請求管理システム導入業務委託

(2) 目的

本件は、施設型給付費等の各種事務に関するものであり、以下の機能を備えることで本市職員及び幼保施設の給付費等請求業務の効率化と負担軽減、業務品質向上並びに各種データの一元管理を図る。

ア 施設、施設職員、園児情報のエビデンスに基づいた施設型給付費や地域型保育給付費等の請求書作成

イ 職員配置等に基づいた各施設の施設型給付費等の費用の額の算定に係る加算申請及び交付申請

ウ 処遇改善等加算に係る加算率認定申請及び実績報告

(3) 対象の施設・事業

以下の施設及び事業に対応すること。

ア 施設型給付

(ア) 私立保育所

(イ) 私立新制度幼稚園

(ウ) 私立認定こども園

イ 地域型保育給付

(ア) 私立小規模保育事業

ウ 施設等利用給付

(ア) 預かり保育事業

エ 地域子ども・子育て支援事業

(ア) 延長保育事業

オ 保育対策総合支援事業

(ア) 保育体制強化事業

カ 地方単独補助金（対象施設に関する補助金に限る。）

(ア) 一時預かり事業

(イ) 苫小牧市私立保育所等運営費補助金

(ウ) 苫小牧市保育所等障がい児保育加算補助金

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 納入場所

苦小牧市健康こども部こども育成課及び別紙「対象施設一覧」に記載の50施設

4 支払方法

業務完了後、履行完了報告書を受領した日から10日以内に検査し、当該検査後、適法な請求書を受領した日から30日以内に一括払いとする。

5 業務内容

(1) 保育給付業務支援システムの導入

ア 詳細要件のヒアリング

イ 業務フローの整理及び改善提案

ウ カスタマイズ部分の設計・開発・テスト

エ アカウント作成（本市用6アカウント以上、幼保施設用）

(2) 保育給付業務支援システムの使用に係るライセンスの発行（ライセンスの有効期間内における運用・保守を含む）

ア システム稼働監視

イ 各種セキュリティ対策

(3) 初期データ登録（施設情報、職員情報、園児情報等）補助

(4) システムに関する操作マニュアルの提供及び更新

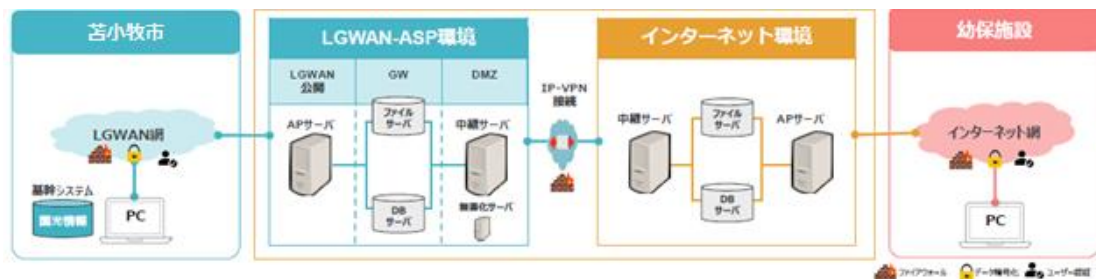
(5) システムの操作手順に関する研修の実施（本市用、幼保施設用）

(6) 本市及び幼保施設からの電話、メール等による問合せの対応

6 調達範囲

本件の調達範囲は、幼保施設と本市の職員が利用するWebサービス一式（アカウントライセンス）とする。

端末やネットワーク回線は含めない。



7 システム要件

(1) 基本要件

ア 定期的なバージョンアップ（機能拡張）を図るため、ASPサービスの形態で提供すること。

イ 独自補助の単価や加算条件の変更時にパラメータの設定で対応できるなど、カ

スタマイズを必要最小限に抑えたシステム設計となっていること。

ウ 受託者はシステム並びに成果物が、第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証すること。

エ プライバシーマーク及びISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証・評価を受けていること。

オ 10自治体以上で給付等管理システムの導入・運用実績があること。

(2) 機能要件

別紙「機能要件一覧」に記載された機能を提供できること。

(3) 非機能要件

ア 全般

(ア) 本市が利用する機能は、LGWAN環境からWebブラウザで利用できること

(イ) 幼保施設が利用する機能は、インターネット環境からWebブラウザで利用できること

(ロ) システムの稼働率を99%以上確保すること

(ハ) サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、日本法準拠、国内裁判所管轄である国内データセンターを利用し、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること

(ニ) システムへの負荷を考慮し、最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようにすること

(ホ) バックアップデータは、業務上の必要性を加味し最低限14世代（日次）取得できるよう構築すること

イ セキュリティ要件

(ア) コンピュータウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等の対策を講じること

(イ) サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を適切に講じること

(ロ) 個人情報を取り扱う保守作業については、入室制限がされたセキュリティルームを設置の上、防犯カメラによる保守エリア内の常時録画を行うこと。また、「苫小牧市リモートメンテナンスの許可等に関する要領」及び「リモートメンテナンス導入ガイドライン」を遵守すること

(ハ) 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信についてはLGWAN側・インターネット側ともにTLS1.2を実装し、通信経路上の暗号化を行うこと

(ニ) ファイアーウォール等による不正アクセス対策を講じること

(ホ) LGWAN環境内に無害化サーバーを設置し、ファイルの無害化を行うこと

- (※) システムへのログイン時は、ID及びパスワードで認証を行うこと。また、二要素認証に対応すること

(4) 動作環境

以下の環境で動作すること。ただし最新情報についてはシステム画面上の表記に準じる。

<PC 端末>

OS	Windows 11 以降
メモリ	8GB 以上
ブラウザ	・Microsoft Edge 最新版 ・Google Chrome 最新版

<シンクライアントシステム端末>

OS	Windows Server2016
接続方式	Windows Remote Desktop Services 又は PCoIP
ユーザ環境	Windows Remote Desktop Services のマルチユーザ環境
ブラウザ	・Microsoft Edge (バージョンはお問い合わせください)

8 導入作業

(1) 全般

ア システム導入にあたり、既存の業務フローをヒアリングし、システム化する範囲を整理して最適なシステム運用フローを提案すること

イ カスタマイズが必要な機能については、制度に則った正しい業務が可能となるよう要件定義を行うこと

ウ 契約後速やかにキックオフ会議を実施すること。キックオフ会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を本市に提案すること

エ 初期データの登録においては、所定のフォーマットを準備すること。なお、本市や施設職員が入力する際に入力漏れや入力誤りがないよう工夫すること

オ 運用開始にあたり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと

(2) 操作マニュアル

ア 運用開始までに本市及び施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること

イ 操作マニュアルは、ICT知識のない者が理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた分かりやすいものとする

ウ 内容に修正や変更が生じた場合は、随時改定を行うこと

(3) 研修

- ア 本市と受託者にて協議の上、研修内容及びスケジュールを策定すること
- イ 給付等管理システムを使用するユーザを対象とし、操作方法の習得を目的とした研修をオンラインで実施すること。また、研修内容についてアーカイブ配信を行うこと

ウ 実施方法、実施回数等の詳細については受託後、協議の上決定するものとする

(4) 問合せ窓口の設置

ア 受託者は、本市及び施設職員からの問い合わせに対応するため、問合せ窓口を設置すること

イ 電話での問合せは、年末年始を除く平日 9 時から 18 時まで受け付けること

ウ 電子メールによる問合せにも対応すること。電子メールでの問合せは 24 時間受付とすること。ただし、受付内容への一次回答は翌営業日までとする

9 運用保守

ライセンスの有効期間内においては、次のとおり運用保守を行うこと。

(1) 稼働時間

システムの稼働は 24 時間 365 日とする。ただし、メンテナンス等のためにシステム停止が必要となる場合は、システム上で事前に通知を行うこと。

(2) 問合せ窓口の設置

受託者は、本市及び施設職員からの問い合わせに対応するため、問合せ窓口を設置すること。なお、設置要件は「8 導入作業」の「(4) 問合せ窓口の設置」と同様とする。

(3) 障害対応

ア 障害発生時の連絡体制及び対応フローをあらかじめ定めること

イ 障害が発生した場合は速やかに本市へ報告し、早期復旧を図ること

ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを保存し、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと

(4) システム保守

ア 機能改善などのバージョンアップがある場合は、事前に通知したうえで行うこと

イ OS や Web ブラウザのバージョンアップにはシステムとして適宜対応すること

ウ 定期的にシステムのメンテナンスを行うこと

エ 各バージョンアップ、メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする

オ 公定価格や制度等に変更がある場合は、システムの更新作業を行い制度変更に対応すること。実装期間については、単価更新など軽微なものは単価確定から 3 か月以内とし、それ以上の開発負荷が発生する場合は別途対応方針や期間を協議のうえ決定するものとする

カ ライセンスの有効期間については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとすること。なお、契約締結日から令和8年3月31日までの運用保守は、導入費用にて対応すること

キ こども家庭庁が開発検討している全国共有のシステム「施設管理プラットフォーム」がリリースされ移行が必要な場合には、その移行に係るシステム作業についてサポートすること

(5) アクセス監視

アクセスログを監視し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要に応じてアクセスログを開示すること。

(6) 業務引継ぎに関する事項

ア 契約履行期間の満了、全部又は一部の契約解除、その他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受注者は新規システム提供事業者が業務を行えるよう必要な措置を講ずるとともに、移行作業の支援を行うこと

イ 引き継ぐべき業務の内容について、業務引継書を作成し、本市に提出すること

ウ データ引継ぎ後の最終管理者は本市とすること

1 0 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、受託者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、受託者が本市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても受託者が責任を負うものとする。

1 1 個人情報保護

個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩することがないように厳重に管理し、個人情報保護法及び個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守すること。

1 2 契約不適合責任

本システムの運用開始日から起算して1年以内に、本契約との不適合が判明した場合は、本市と協議の上、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に本市に報告すること。

1 3 権利帰属

(1) 本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権の他、本シス

テムに関連して受託者が委託者に対して提供する操作マニュアル、研修資材等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。) は本システムのユーザが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て受託者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によっても、委託者又は本システムのユーザに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

- (2) 本市と受託者との契約が解除になる場合、データー一括出力機能により蓄積データの出力ができること。また、受託者はA S Pサーバー内のデータ消去証明を提出すること。

1 4 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

別紙 対象施設一覧

No.	施設形態	運営法人	施設名称	施設所在地
1	保育所	社会福祉法人東雲福祉会	うとない保育園	苫小牧市ウトナイ南3丁目20番1号
2		社会福祉法人沼ノ端福祉会	沼ノ端おひさま保育園	苫小牧市沼ノ端中央4丁目12番27号
3		社会福祉法人沼ノ端福祉会	拓勇おひさま保育園	苫小牧市拓勇西町7丁目1番4号
4		社会福祉法人苫小牧市福祉事業協会	あけの保育園	苫小牧市明野新町5丁目13番30号
5		社会福祉法人中野福祉会	なかの保育園	苫小牧市元中野町2丁目12番5号
6		社会福祉法人苫小牧市福祉事業協会	すえひろ保育園	苫小牧市末広町1丁目2番22号
7		社会福祉法人山手の里	山手キュービット保育園	苫小牧市山手町1丁目12番3号
8		社会福祉法人苫小牧市福祉事業協会	たいせい保育園	苫小牧市大成町1丁目14番26号
9		社会福祉法人苫小牧市福祉事業協会	さくらぎ保育園	苫小牧市桜木町3丁目24番23号
10		社会福祉法人苫小牧市福祉事業協会	ひよし保育園	苫小牧市日吉町2丁目9番25号
11		社会福祉法人苫小牧市福祉事業協会	こいとい保育園	苫小牧市しらかば町5丁目6番14号
12		社会福祉法人錦岡福祉会	錦岡保育園	苫小牧市宮前町2丁目28番15号
13	幼稚園 新制度	学校法人小池学園	苫小牧のぞみ幼稚園	苫小牧市拓勇東町8丁目1番7号
14		学校法人駒沢苫小牧学園	駒沢苫小牧幼稚園	苫小牧市美園町1丁目9番1号
15		学校法人藤天使学園	苫小牧藤幼稚園	苫小牧市双葉町2丁目9番9号
16		学校法人小沼学園	錦岡幼稚園	苫小牧市明德町4丁目6番61号
17	認定こども園	学校法人勇払学園	認定こども園勇払幼稚園	苫小牧市字勇払142番地の22
18		学校法人沼ノ端学園	認定こども園第2はくちょう幼稚園	苫小牧市北栄町4丁目1番9号
19		学校法人沼ノ端学園	認定こども園はくちょう幼稚園	苫小牧市北栄町3丁目4番6号
20		社会福祉法人百合愛会	認定こども園幼稚園あいか	苫小牧市柳町4丁目9番17号
21		学校法人小池学園	認定こども園苫小牧いずみ幼稚園	苫小牧市三光町5丁目7番29号
22		社会福祉法人みやま福祉会	認定こども園おとわ	苫小牧市音羽町2丁目10番8号
23		学校法人苫小牧中央学園	認定こども園苫小牧中央幼稚園	苫小牧市新中野町3丁目16番4号
24		学校法人鈴木学園	認定こども園苫小牧マーガレット幼稚園	苫小牧市清水町2丁目11番8号
25		学校法人聖公会北海道学園	認定こども園苫小牧聖ルカ幼稚園	苫小牧市旭町2丁目6番19号
26		学校法人ふたば学園	幼保連携型認定こども園苫小牧ふたば幼稚園	苫小牧市王子町1丁目2番18号
27		社会福祉法人明日萌	認定こども園苫小牧すみれ保育園	苫小牧市矢代町3丁目7番47号
28		学校法人北海道キリスト教学園	認定こども園かおり幼稚園	苫小牧市弥生町2丁目8番25号
29		学校法人沼ノ端学園	認定こども園はなぞの認定こども園	苫小牧市花園町2丁目11番15号
30		学校法人北海道徳風学園	苫小牧あおば認定こども園	苫小牧市見山町4丁目6番4号
31		学校法人原学園	認定こども園原学園ひかり幼稚園	苫小牧市光洋町3丁目13番2号
32		学校法人坂本北海道学園	認定こども園エンゼル幼稚園	苫小牧市しらかば町5丁目6番6号
33		学校法人坂本北海道学園	認定こども園ピノキオ苫小牧幼稚園	苫小牧市日新町3丁目6番10号
34		学校法人原学園	認定こども園ひかりの国幼稚園	苫小牧市字糸井353番地の1
35		学校法人絆学園	認定こども園青空幼稚園 (令和8年8月に私学助成幼稚園から移行予定)	苫小牧市柏木町2丁目3番5号
36		学校法人浅利教育学園	認定こども園苫小牧もも花幼稚園	苫小牧市澄川町3丁目16番8号
37	小規模 保育事業 A型	社会福祉法人明日萌	苫小牧なの花保育園	苫小牧市ウトナイ南6丁目8番31号
38		学校法人沼ノ端学園	パンビ保育園	苫小牧市沼ノ端中央2丁目9番32号
39		学校法人沼ノ端学園	パンダ保育園	苫小牧市沼ノ端中央3丁目4番16号
40		岡崎 美加	ひだまりのもり保育園	苫小牧市北栄町1丁目17番8号
41		学校法人沼ノ端学園	コアラ保育園	苫小牧市北栄町2丁目21番15号
42		学校法人沼ノ端学園	ヒヨコ保育園	苫小牧市北栄町4丁目1番6号
43		尾崎 里紗	なないろ保育園	苫小牧市拓勇西町4丁目14番25号
44		合同会社苫小牧育成	苫小牧育成そよかぜ保育園	苫小牧市春日町2丁目10番12号
45		学校法人原学園	ひかりチャイルドケアセンター	苫小牧市光洋町3丁目13番2号
46		学校法人絆学園	青空すまいる保育園	苫小牧市日吉町1丁目4番22号
47		学校法人坂本北海道学園	ベビーエンゼル！！	苫小牧市しらかば町5丁目5番19号
48		学校法人坂本北海道学園	ベビーピノキオ	苫小牧市日新町2丁目4番29号
49		学校法人絆学園	青空にじいろ保育園	苫小牧市柏木町2丁目5番1号1F
50		学校法人絆学園	青空ことり保育園	苫小牧市ときわ町3丁目7番24号

※対象施設数、施設形態、施設名称等は今後変更が生じる場合があります

※使用者は各施設の施設長又は事務担当者となります